

狭あい道路拡幅整備助成事業

私たちが広げる 私たちの道

安全で快適に暮らせるまちをめざして



横須賀市

はじめに

狭い道路は、日常生活の通行をはじめ、消防・救急活動、災害時の避難、日照・通風など住居環境の支障となっています。

また、近年では福祉介護などにも車が使用されており、狭い道では不便をしいられています。

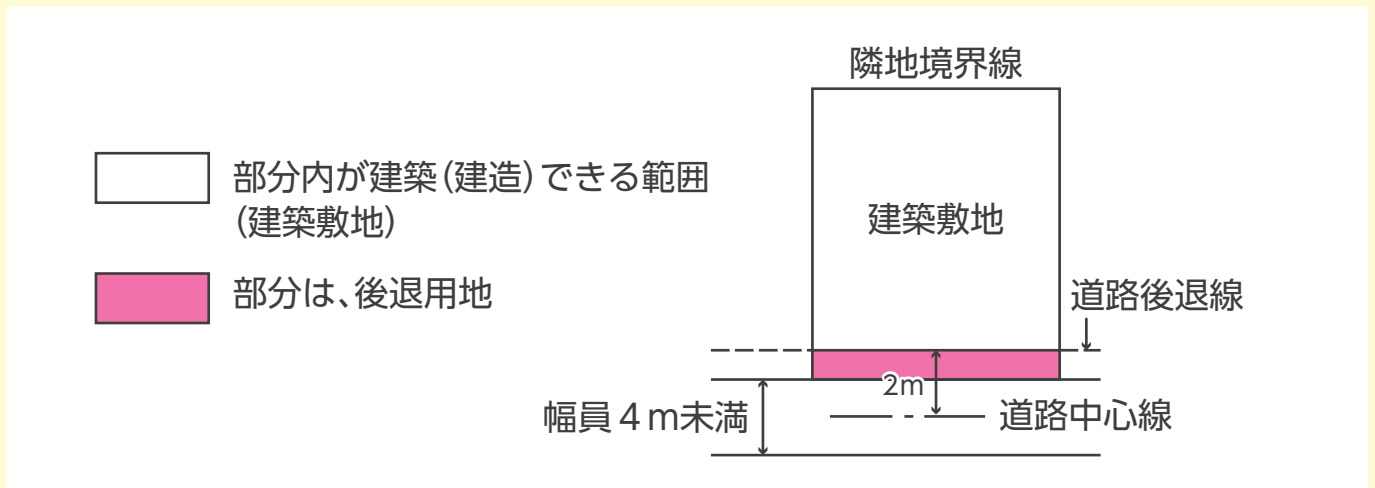
そこで、これらの問題の解消を目指し、「**狭あい道路拡幅整備助成事業**」を進めています。

安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

建築基準法では

住宅の建替えなどの際、下図のように道路が幅員4m未満の場合、道路中心線から水平距離2mの線を道路境界線とみなして後退し、建築物に附属する門・塀なども撤去しなければなりません。

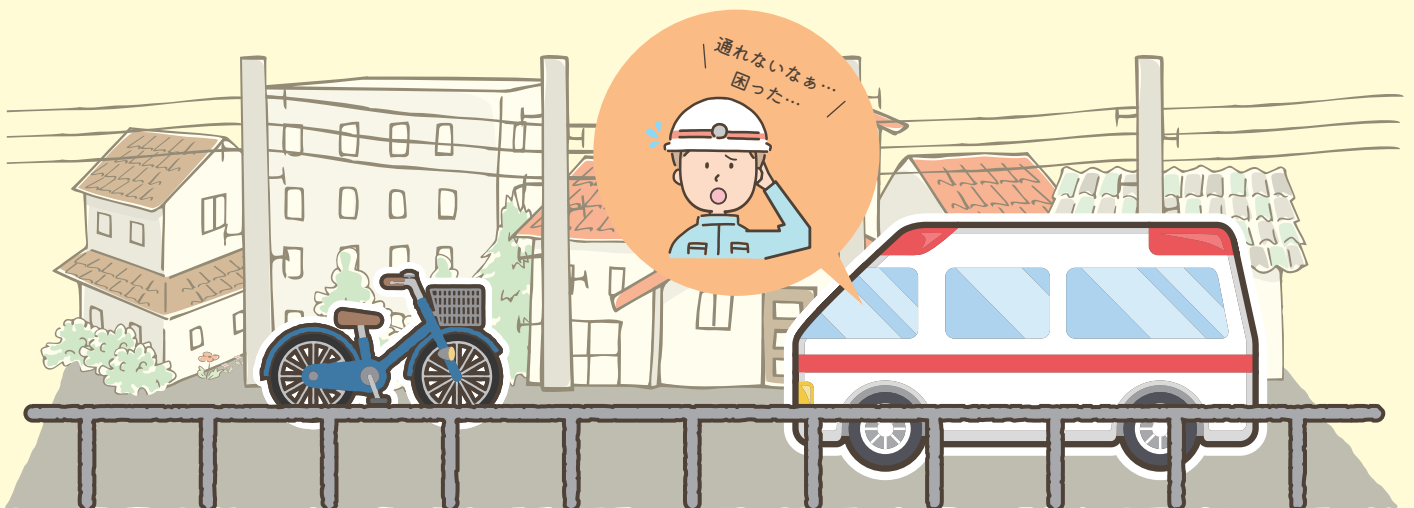
また、後退用地内には建築物はもちろんのこと、それに附属する門・塀などをつくることはできません。



狭あい道路拡幅整備助成事業とは

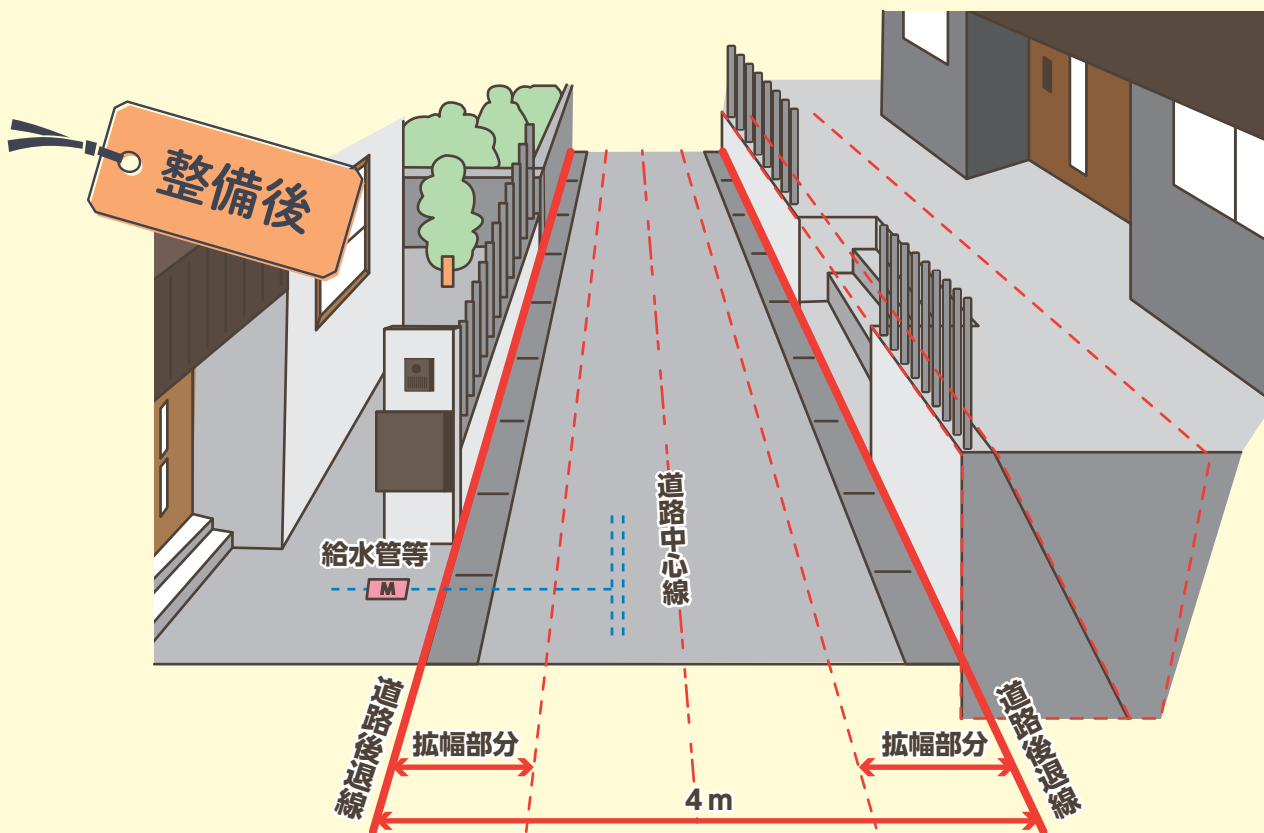
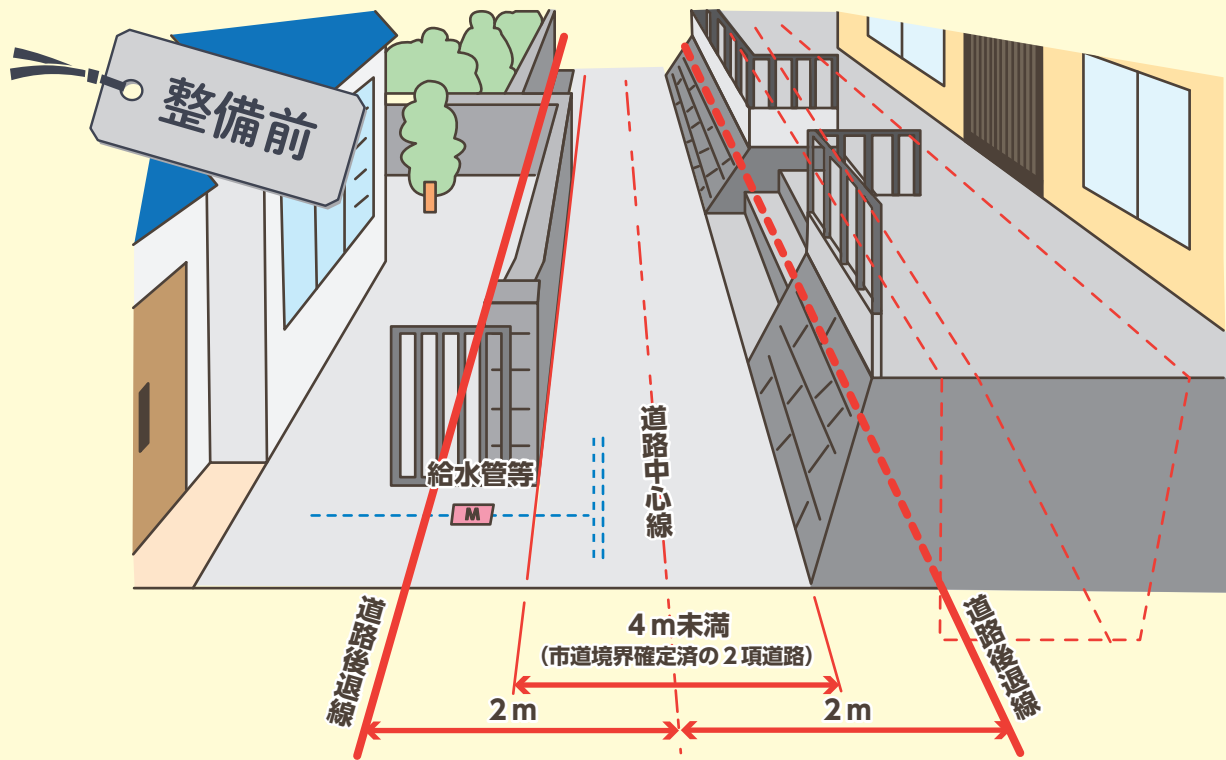
狭い道路を幅員4mに広げるために、後退する敷地を寄付していただき、後退用地内にある門・塀などの支障物件の撤去や移設にかかる費用の一部を助成します。

また、市が基本的に測量・登記・道路整備を行います。協議により申請者が道路整備を行う場合、その費用の一部を助成します。





で見る狭あい道路拡幅整備



門・塀と擁壁を道路後退線まで下げることで
道路を4mに拡幅することができました!



手

続きの流れ

申請者等

Check!!

提出書類に添付するもの

- ① 事前相談書
- ② 位置図

事前相談

Check!!

提出書類に添付するもの

- ① 補助金等交付申請書
- ② 公図の写し
- ③ 土地調書
- ④ 工事内容書
- ⑤ 設計図書
- ⑥ 工程表
- ⑦ 見積書の写し
- ⑧ 現況写真
- ⑨ その他(必要に応じ提出)
 - ・委任状
 - ・隣接土地所有者同意書
 - ・工事施行承認申請書
 - ・土地所有者同意書

交付申請

工事着手

前面市道
申請者施工の場合
市施工の場合
前面市道

道路整備

Check!!

提出書類に添付するもの

- ① 工事写真
- ② しゅん工図
- ③ 出来形確認書類
- ④ その他

しゅん工届

請求書

補助金の交付

必要な書類を
チェックしましょう



補助金の受領

横須賀市

現地調査

事前相談通知

交付決定通知

現地検査

測量、分筆
所有権移転登記

道路整備
(前面市道 市施工の場合)

維持管理

助成金一覧表

1. 支障物件の除去又は移設

対象	助成金の額	
門柱	1本につき	13,000円
門扉	1組につき	8,800円
塀	見付面積1平方メートルにつき	4,200円
立木(高さ1.2メートル以上)	1本につき	19,000円
生垣	延長1メートルにつき	2,800円
設備(除去又は移設)	給排水管・ガス管・電柱 その他これらに類するもの	施工1件につき 30万円を限度とする

※支障物件の除去又は移設の助成は、50万円を限度とする。

2. 擁壁の撤去・築造

対象	助成金の額	
撤去	見付面積1平方メートルにつき	30,000円
築造		88,000円

※支える土の高さが50cm以上のものを対象とする。

※擁壁の撤去・築造の助成は、200万円を限度とする。

3. 道路整備

対象	助成金の額	
コンクリート舗装	舗装面積 1平方メートルにつき	21,000円
アスファルト舗装	舗装面積 1平方メートルにつき	13,000円
側溝	新設 1メートルにつき	60,000円
	除却 1メートルにつき	15,000円
柵	新設 1箇所につき	170,000円
	除却 1箇所につき	30,000円
地先境界ブロック	新設 1メートルにつき	15,000円
	除却 1メートルにつき	4,200円

【注意事項】

- 補助金一覧表で算出した額と見積額を比較し、低い方の額を助成します。
- 助成金の合計額に1,000円未満の端数がある場合、切り捨てとなります。
- 一覧表に記載されている額は、税抜き価格となります。

申請時のポイント

適用基準 次の事項を満たした場合、適用となります。

- ① 道路が建築基準法第42条第2項の規定に基づく市道であること
- ② 申請地に接する道路の境界がすべて確定されていること
- ③ 後退用地を市に寄付すること
- ④ 後退用地を道路整備すること又は後退用地の道路整備を市が行うことを承諾すること
- ⑤ 申請地が市街化区域内であること
- ⑥ 市税又は法人税を滞納していないこと

適用除外 次の事項は、適用除外となります。

- ① 狭あい道路より低い位置にある土地
- ② 階段状道路のため四輪自動車で行けない土地
- ③ 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事
- ④ 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び都市計画法に基づく開発行為
- ⑤ 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を伴う事業
- ⑥ 国、地方公共団体又は公団等が行う事業

留意事項

- ① 交付申請を代理人が行う場合は、委任状を添付する必要があります。
- ② 後退用地に抵当権が設定されている場合は、所有権移転登記までに抹消する必要があります。
- ③ 交付申請後は、所有権移転登記完了まで所有権を移転しないでください。
- ④ 隣接地に影響を及ぼす場合は、隣接地の所有者の同意を得てください。
- ⑤ 拡幅整備の工事施工者は、競争入札有資格者名簿に登録された業者としてください。
- ⑥ 拡幅整備工事等で境界を撤去した場合は、それを復元してください。
- ⑦ 前面市道に影響を与える場合は、道路法第24条に基づく承認を得る必要があります。
- ⑧ 交付決定通知後、申請者は4週間以内に工事に着手してください。
- ⑨ 拡幅整備工事は、当該会計年度内に完了させ、しゅん工届等を提出してください。
なお、当該会計年度内に工事が完了しない場合は、申請を取り下げてください。
- ⑩ 道路整備を市が行う場合、工事着手は翌年度以降になることもあります。

横須賀市建設部道路整備課総務係

〒238-8550 横須賀市小川町11番地 電話:046-822-8368(ダイヤルイン)